

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	障害者自立支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩竈市は、障害者自立支援関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮城県塩竈市長

公表日

令和6年8月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援に関する事務
②事務の概要	障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第二百二十三号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること目的とし、障害福祉サービスの申請受付、支給決定、受給者証の交付等に関する事務を行う。
③システムの名称	MCWEL(障がい者福祉システム)、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援給付受給者台帳ファイル 自立支援医療給付台帳ファイル 地域生活支援事業受給者台帳ファイル 補足具・日常生活用具決定台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	生活福祉課 宮城県塩竈市本町1番1号 電話 022-364-1131

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	I-5②所属長	生活福祉課長 郷古 正夫	生活福祉課長 川村 淳	事後	
平成29年8月4日	I-5②所属長	生活福祉課長 川村 敦	生活福祉課長 小林 正人	事後	
平成29年8月4日	II-1. 一つの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	
平成29年8月4日	II-2. 一つの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月30日 時点	事後	
平成30年7月31日	I-4②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の16,26,56の2,57,87,109及び116の項 ・別表第二省令第7号の第12条、第19条、第30条、第31条及び第44条 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の108、109及び110の項 ・別表第二省令第7号の第55条	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の8,11,16,26,56の2,57,87,108及び116の項 ・別表第二省令第7号の第7条、第10条、第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の108、109及び110の項 ・別表第二省令第7号の第55条、55条の2、55条の3	事後	
平成30年7月31日	II-1. 一つの時点の計数か	平成29年4月30日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	
平成30年7月31日	II-2. 一つの時点の計数か	平成29年4月30日 時点	平成30年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-5②所属長	生活福祉課長 小林 正人	生活福祉課長	事後	
令和1年6月28日	II-1. 一つの時点の計数か	平成30年4月30日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2. 一つの時点の計数か	平成30年4月30日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の利用目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-3 特定個人情報の利用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	十分である(入手・提供)	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-7 特定個人情報の保管・消去	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-8 監査	なし	[○]自己点検、[○]内部監査	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年6月28日	IV-9 従業者に対する教育・啓発	なし	十分に行っている	事後	
令和2年5月18日	II-1. 一つの時点の計数か	平成31年4月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和2年5月18日	II-2. 一つの時点の計数か	平成31年4月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和3年7月15日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の84の項 ・別表第一省令第5号の第60条	番号法第9条第1項 ・別表第一の84の項 ・別表第一主務省令第60条	事後	
令和3年7月15日	I-4 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の8,11,16,26,56の2,57,87,108及び116の項 ・別表第二省令第7号の第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の108、109及び110の項 ・別表第二省令第7号の第55条、55条の2、55条の3	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の8,11,16,20,26,53,56の2,57,87,108及び116の項 ・別表第二主務省令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の108、109及び110の項 ・別表第二主務省令第55条、55条の2、55条の3	事前	令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第55条及び第56条において、番号法の改正が規定され、19条(特定個人情報の提供の制限)の規定について、第3号の次に新たに1号を追加することに伴い、同条第4号以降に号ズレが生じたため。但し、施行日は令和3年9月1日とする。
令和3年7月15日	I-7. 請求先	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5728	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 TEL022-355-5007	事後	
令和3年7月15日	II-1. 一つの時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和3年7月15日	II-2. 一つの時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和5年3月20日	I-7. 請求先	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 TEL022-355-5007	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284	事後	
令和5年3月20日	II-1. 一つの時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和5年3月20日	II-2. 一つの時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和5年7月11日	II-1. 一つの時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和5年7月11日	II-2. 一つの時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和6年7月5日	II-1. 一つの時点の計数か	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	
令和6年7月5日	II-2. 一つの時点の計数か	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	
令和6年7月5日	I-3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の84の項 ・別表第一主務省令第60条	番号法第9条第1項及び別表117の項	事後	
令和6年7月5日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の8,11,16,20,26,53,56の2,57,87,108及び116の項 ・別表第二主務省令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の108、109及び110の項 ・別表第二主務省令第55条、55条の2、55条の3	○番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項		